

東京スワップレート (TONA 参照) ベンチマーク

東京スワップレート・フォールバック・ ベンチマーク

v1.0



**FTSE
RUSSELL**
An LSEG Business

本ベンチマーク・ステートメントは、FTSE International Limitedが東京スワップレート(TONA参照)および東京スワップレート・フォールバックの管理者として提供するものです。本ステートメントは、EUベンチマーク規制(EU2016/1011)および補完的な規制上の技術的基準、ならびに英国の維持されたEU法 [\(2019年付けベンチマーク\(改正および経過規定\)\(EU 離脱\)規則\(英語\)\)](#)の要件を満たすことを意図しています。

本ベンチマーク・ステートメントは、東京スワップレート(TONA参照)および東京スワップレート・フォールバックのメソドロジー、ならびにその他の関連するポリシーおよびメソドロジー資料と併せて読む必要があります。これらの資料は、本ベンチマーク・ステートメントにおいて参照されている箇所のすべてでイタリック体となっており、本資料の添付資料に含まれています。これらはFTSE Russellのウェブサイト(www.lseg.com/ja/ftse-russell/)でもご覧いただけます。

本ベンチマーク・ステートメントにおける「BMR」または「EU BMR」の参照箇所は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制\(欧州連合\)2016/1011\(英語\)](#)を参照しています。

本ベンチマーク・ステートメントにおける「DR」の参照箇所は、[ベンチマーク・ステートメントの内容の詳細ならびに更新が必要となるケースを規定する規制上の技術的基準に関して、欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制\(欧州連合\)2016/1011を補完する2018年7月13日付けの委員会委任規制\(EU\)2018/1643\(英語\)](#)を参照しています。

本ベンチマーク・ステートメントにおける「UK BMR」の参照箇所は、[2019年付けベンチマーク\(改正および経過規定\)\(EU 離脱\)規則\(英語\)](#)を参照しています。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
1. 一般情報		
1.1 公表および最終更新日 DR 1(1)(a)	ベンチマーク・ステートメントは、ステートメントの公表日、および該当する場合は最終更新日を記載しなければならない。	公表日 初回公表日 2021年10月 ¹ 最終更新日 2022年4月
1.2 ベンチマーク・ステートメントのレビュー BMR27(1)	管理者は、本条に基づき提供される情報が変更された場合、および少なくとも2年に1回、各ベンチマークまたはベンチマーク・ファミリーについてベンチマーク・ステートメントのレビューを行い、必要に応じて更新しなければならない。	FTSE International Limitedは、東京スワップレート ² (TONA参照)ベンチマークと東京スワップレート・フォールバック・ベンチマークの管理者です。FTSE International Limitedは、本ベンチマーク・ステートメントのレビューを定期的に(少なくとも2年に1回)、または提供情報の重要な変更があった場合はいつでも実施します。
1.3 ISINの使用 DR 1(1)(b)	ベンチマーク・ステートメントは、利用可能である場合には、ベンチマークの国際証券コード(ISIN)を記載しなければならない。ベンチマーク・ファミリーについては、ステートメントは、ISINに代えて、ISINが無料で公開されている場所の詳細情報を提供することができる。	FTSE International Limitedは現在、自らが管理者であるすべてのインデックスに対して、ISINを割り当てていません。
1.4 投入データの提供 DR 1(1)(c)	ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、提供された投入データを使用して決定されているかどうかを記載しなければならない。	TSR(TONA参照)ベンチマークおよびTSRフォールバック・ベンチマークは、提供された投入データを使用していません。投入データの詳細については第2.7項をご参照ください。
1.5 規制データ・ベンチマークの開示 DR 1(1)(d) DR 2	規制データ・ベンチマークの具体的な開示要件。 ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、規制データ・ベンチマークとして適格であるかどうかを記載しなければならない。これには、BMR第3編に列挙されている、ベンチマークが当該タイプとして適格であることを示す具体的な条項が含まれる。 ベンチマーク・ステートメントは、規制データ・ベンチマーク、または該当する場合は規制データ・ベンチマーク・ファミリーについて、第1条に従って記載される情報に加え、投入データの説明において少なくとも以下を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)ベンチマークとTSRフォールバックは、UK BMRまたはEU BMRにおける規制データ・ベンチマークではありません。 一部の投入データは、EU BMR第3(1)(24)(a)条に定める取引所以外から取得しています。 TSR(TONA参照)とTSRフォールバックは、容易に利用可能なデータ・ベンチマークです。

¹2024年12月以前、東京スワップレート(TONA参照)ベンチマークおよび東京スワップレート・フォールバック・ベンチマークの管理者はRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited (RBSL)でした。

²「東京スワップレート」は、本ベンチマーク・ステートメントを通じて「TSR」と省略します。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
	1. ベンチマークが規制データ・ベンチマークとして適格であること。 2. 使用した投入データのソース。 3. 各ソースについて、規制(EU)2016/1011第3(1)(24)条に列挙されている関連タイプ。	
1.1 公表および最終更新日 DR 1(1)(a)	重要なベンチマークと重要でないベンチマークの具体的な開示要件。 ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、重要なベンチマークまたは重要でないベンチマークとして適格であるかどうかを記載しなければならない。 これには、BMR第3編に列挙されている、ベンチマークが当該タイプとして適格であることを示す具体的な条項が含まれる。	TSR(TONA参照)は、UK BMRおよびEU BMRにおける「重要でないベンチマーク」です。 TSRフォールバックは、UK BMRおよびEU BMRにおける「重要なベンチマーク」です。
2. 内容		
2.1 現実の市場 BMR27(1)(a)	ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマークによって測定される現実の市場または経済、および当該測定が信頼性に欠ける状態となる可能性がある状況を明確かつ一義的に定義しなければならない。	TSR(TONA参照)は、日本円TONAを参照するオーバーナイト・インデックス・スワップ(「OIS」)のベンチマークであり、毎日2回公表されます。TONA OIS市場は主に日本国内で形成されています。 TSRフォールバックは、日本円LIBORの使用を選択した利害関係者が、日本円LIBORの停止または指標性喪失後に使用する、東京スワップレート(ロンドン銀行間取引で用いられる日本円スワップ(6か月)オファー・レート参照)を参照するレガシー金融商品のフォールバック金利です。 TSR(TONA参照)とTSRフォールバックは、東京の各営業日の午前と午後のセッティングに以下のテナーで公表されます。1年、18か月、2～10年、12年、15年、20年、25年、30年、40年。 使用される計算手法の詳細については、東京スワップレートおよびフォールバックのメソドロジーをご覧ください。
2.2 裁量の行使 BMR27(1)(b)	ベンチマーク・ステートメントは、どのような裁量を行行使する可能性があるか、当該裁量の行使に該当する基準および裁量を行行使できる者の地位、ならびに当該裁量を後でどのように評価するかに関して、ベンチマークの計算の要素を明確かつ一義的に特定する技術仕様を定めなければならない。	FTSE International Limitedは、TSR(TONA参照)およびTSRフォールバックの決定において、担当者の判断または裁量を行行使しません。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
2.3 外的要因 BMR27(1)(c)	ベンチマーク・ステートメントは、何らかの要因(管理者の支配が及ばない外的要因を含む)によってベンチマークの変更または停止が必要となる可能性を通知しなければならない。	FTSE International Limitedはここに、何らかの状況(FTSE International Limitedの支配が及ばない外的事象を含む)によって、ベンチマークの変更または停止が必要となる可能性があることをTSR(TONA参照)とTSRフォールバックのユーザーに通知します。 当該要因の詳細については、インデックス・シリーズ廃止ステートメントをご覧ください。
2.4 ベンチマークの変更および停止 BMR27(1)(d)	ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマークの変更または停止が、ベンチマークを参照する金融契約および金融商品、または投資資金のパフォーマンスの測定に影響を与える可能性があることをユーザーに通知しなければならない。	TSR(TONA参照)またはTSRフォールバックの変更または停止は、TSR(TONA参照)もしくはTSRフォールバックを参照する金融契約および金融商品、またはベンチマークを使用もしくは参照する投資資金のパフォーマンスの測定に影響を与える可能性があります。ベンチマークを参照する金融契約もしくはその他の金融商品、またはパフォーマンスの測定にTSR(TONA参照)もしくはTSRフォールバックを使用する投資資金は、当該インデックス・シリーズ・ファミリーの変更または停止の可能性に耐えられること、またはその他の方法で対処できることが必要です。
2.5 主な用語の定義 BMR27(2)(a)	ベンチマーク・ステートメントには、少なくともベンチマークに関するすべての主な用語の定義を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックに関するすべての主な用語の定義は、東京スワップレートおよびフォールバックのメソドロジーに記載されています。
DR 1(2)	ベンチマーク・ステートメントは、現実の市場または経済を定義するにあたり、少なくとも以下の情報を記載しなければならない。 - 現実の市場または経済の一般的な説明。 - 測定対象の現実の市場または経済の地理的境界(ある場合)。 - 管理者が、ベンチマークのユーザーまたは潜在的ユーザーにとって、現実の市場または経済の関連する特徴を理解するうえで合理的に重要または有用と考えるその他のあらゆる情報。管理者は、信頼性のあるデータが利用可能であることを条件として、少なくとも以下を含めることを検討しなければならない。 - 市場の実際の参加者または潜在的な参加者に関する情報。 - 現実の市場または経済の規模を示す情報。	- 現実の市場または経済の説明 第2.1項をご覧ください。 - 地理的境界 TSR(TONA参照)は、日本円TONAを参照するオーバーナイト・インデックス・スワップ(「OIS」)のベンチマークであり、毎日2回公表されます。TONA OIS市場は主に日本国内で形成されています。 - その他の関連する情報 本ベンチマークには該当しません。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
2.6 ベンチマークのメソドロジー BMR27(2)(b)	ベンチマーク・ステートメントは、少なくともベンチマークのメソドロジー、ならびにメソドロジーのレビューと承認の手順を採用する根拠を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)およびTSRフォールバックのメソドロジーは、関連するフォワード・ルッキングなテナーについて日本円TONAを参照するOISを正確に代表するベンチマークと、それを使用することを選択した利害関係者のためのフォールバック金利を提供するための信頼性と弾力性のある手段として採用されています。
ベンチマーク・メソドロジーの 変更と停止 DR 1(5)	ベンチマーク・ステートメントは、メソドロジーのレビュー手順を定めるにあたり、少なくともメソドロジーの重要な変更について公開協議を行う手順の概要を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)およびTSRフォールバックのメソドロジーについては、その目的に引き続き適合しているかどうかを評価するために、少なくとも年1回レビューを実施します。レビューを踏まえ、管理者が、メソドロジーの変更が必要であり、その変更がベンチマークに重要な影響を与えると考える場合、代表的な範囲の利害関係者からフィードバックを取得するために、FTSE Russellのベンチマーク・メソドロジーの変更に関するポリシーに従ってマーケット・コンサルテーションを行います。 管理者はすべてのフィードバックをレビューします。当該レビューの後、提案された変更がFTSE Russellインデックス・ガバナンス委員会に承認された場合、管理者は、TSR(TONA参照)とTSRフォールバックのユーザーに対して、当該変更を実施する前に十分な期間を空けて通知します。
2.7 投入データ BMR27(2)(c)	ベンチマーク・ステートメントは、少なくとも、ベンチマークの決定に使用される基準と手順を記載しなければならない。これには、投入データの説明、異なるタイプの投入データに付与される優先順位、ベンチマークを決定するために必要な最低限のデータ、外挿におけるモデルまたは手法の使用、およびベンチマークのインデックスの構成要素をリバランスする手順が含まれる。	TSR(TONA参照)ベンチマークは、基準に達することを条件として、ウォーターフォールのレベル1を使用して計算されます。基準に達しない場合、第2の基準に達することを条件として、ウォーターフォールのレベル2を使用して計算されます。 第2の基準に達しない場合、関連するテナーについて「No Fix」が公表されます。レベル1とレベル2の基準は、十分な量の適格な投入データを確保するために調整されています。 ウォーターフォールは、ベンチマークの各テナーに個別に適用されます。その結果、同日に異なるテナーが、異なるレベルのウォーターフォールを使用して決定される可能性があります。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
		TSR(TONA参照)ベンチマークのレベル1の投入データは、ディーラー対顧客トレーディング・プラットフォームのTradewebから取得します。投入データは、午前セッティングでは東京時間9:50～10:10の20分間、午後セッティングでは東京時間14:40～15:00の20分間に、各ディーラーから30秒ごとに取得される気配値によって構成されます。各30秒間における正確なデータ取得時刻は変動します。気配値は20分間につき40回取得されます。 有効なビッド・レートとオファー・レートの各ペアを使用して、中間レートが計算されます。その後、TSR(TONA参照)ベンチマークが中間レートの中央値として決定されます。TSR(TONA参照)ベンチマークの決定においてレベル1を使用する基準は、160以上の有効な中間レートが利用可能であること、およびこれらのレートが、それぞれ最小件数の個別ディーラーから取得した最小個数以上の有効な中間レートから構成されていることです。 ベンチマークのレベル2の投入データは、2社のインターディーラー・ブローカー(TraditionおよびTPICAP)とTradeweb(総合的なレート)から取得された、JSCCによって清算されたスポット・スタートのTONAを参照するOIS契約の気配レートから構成されます。さらに、利用可能だが、全体としてベンチマークにおける特定テナーのレベル1の基準を満たすには不十分である、Tradewebから取得されたディーラーの気配値がレベル2の投入データに含まれます。 レベル2については、インターディーラー・ブローカーおよびTradewebからの気配値と、Tradewebからの利用可能なディーラーの気配値は、午前セッティングでは東京時間9:50～10:10、午後セッティングでは東京時間14:40～15:00の20分間で30秒ごとに取得されます。各30秒間における正確なデータ取得時刻は変動します。 インターディーラーの各ビッド・オファー・スプレッドが各テナーについて定める最大スプレッド以下でなければ、有効とは認められません。ディーラーの気配値は、レベル1で使用した最大ビッド・オファー・スプレッドと最小想定元本額の基準と同じ基準の対象となります。 有効なビッド・レートとオファー・レートの各ペアを使用して、中間レートが計算されます。その後、TSR(TONA参照)ベンチマークが中間レートの中央値として決定されます。TSR(TONA参照)ベンチマークの決定におけるレベル2の使用の基準は、以下の通りです。(A)Tradition、TPICAPおよびTradeweb(総合的なレート)の任意の組み合わせによって60の有効な気配値中間レートを取得すること、または(B)(i)Tradition、TPICAPおよびTradeweb(総合的なレート)の任意の組み合わせによって40以上の有効な気配値中間レートを取得し、かつ(ii)ディーラー気配値から90以上の有効な中間レート(それぞれ最小件数の個別ディーラーから取得した最小個数以上の有効な中間レートから構成)を取得すること。 どちらのレベルの気配値および気配レートも、ベンチマークの各テナーに関して、JSCCによって清算されたスポット・スタートのTONAを参照するOIS契約について取得されます。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
		TSRフォールバックは、対応するデナーのTSR(TONA参照)ベンチマーク・セッティングを投入データとして使用します。TSRフォールバック・ベンチマークの決定には、一定の日本円LIBOR ISDA 6か月スプレッド調整が使用されます。 TSR (TONA 参照) と TSR フォールバックは、東京の各営業日に、午前セッティングについては10:30頃、午後セッティングについては15:30頃に公表されます(いずれも東京時間)。どちらのベンチマークも、小数点第3位まで四捨五入したパーセンテージとして公表されます。 FTSEは、ウォーターフォールのレベル1もしくはレベル2に従ったTSR (TONA 参照)の決定またはTSRフォールバックの決定において、外挿または内挿のモデルまたは手法を使用していません。ベンチマークは、ポートフォリオの構成要素によっては決定されません。
2.8 判断または裁量の行使に対する管理 BMR27(2)(d)	ベンチマーク・ステートメントは、管理者またはコントリビューターの判断または裁量の行使における一貫性を確保するために、少なくとも当該行使を管理するための統制および規則を記載しなければならない。	FTSE International Limited は、FTSE Term SONIAの決定にあたり、担当者の判断または裁量を行使していません。
DR 1(4)	ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマークの計算における管理者またはコントリビューターの判断または裁量の行使を管理する統制および規則を定めるにあたり、裁量の行使を事後評価するプロセスの各ステップの概要を記載するとともに、評価の実施担当者の地位を明記しなければならない。	該当しません。
2.9 ストレス期におけるベンチマークの決定 BMR27(2)(e)	ベンチマーク・ステートメントは、少なくとも、ストレス期、または取引データソースが不十分、不正確もしくは信頼性が低い可能性がある時期におけるベンチマークの決定と、当該時期のベンチマークの潜在的な制約を管理する手順を記載しなければならない。	異常な市場イベントは、投入データを供給するプラットフォームの流動性枯渇につながり、ウォーターフォールのレベル1とレベル2の基準に達する妨げとなり、影響を受けたデナーについて「No Fix」が公表される要因となる可能性があります。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
2.10 投入データの誤り BMR27(2)(f)	ベンチマーク・ステートメントは、少なくとも、投入データまたはベンチマークの決定の誤りに対処する手順を記載しなければならない。これにはベンチマークの再決定が必要である場合が含まれる。	公表後、ベンチマークのセッティングのいずれかのテナーにおいて、投入データまたは決定における重要な誤りが、午前セッティングの場合は東京時間午前11:30より前、午後セッティングの場合は東京時間午後16:30より前に発見された場合、FTSEはベンチマークの影響を受けたテナーを修正します。重要な誤りとは、公表されたベンチマークに0.1 ベーシスポイント以上の影響を与えるものです。
2.11 潜在的な制約 BMR27(2)(g)	ベンチマーク・ステートメントは、少なくともベンチマークの潜在的な制約を特定し記載しなければならない。これには、非流動的または細分化された市場における運用、および投入データが集中する可能性が含まれる。	TSR (TONA参照) は、基準に達することを条件として、メソドロジーのレベル1を使用して計算されます。基準に達しない場合、TSR (TONA参照) は、第2の基準に達することを条件として、メソドロジーのレベル2を使用して計算されます。第2の基準に達しない場合、TSR (TONA参照) の影響を受けたテナーについて、「No Fix」が公表されます。 TSRフォールバックは、該当するテナーのTSR (TONA参照) を使用して計算されます。TSR (TONA参照) が公表されない場合、TSRフォールバックについて「No Fix」が公表されます。 TSR (TONA参照) の決定は、各ベンチマーク・テナーについて、投入データソースから十分な投入データを取得できることに依拠しています。技術的問題または異常な市場イベントは、ウォーターフォールのどちらのレベルについて投入データが不十分となり、「No Fix」が公表される要因となる可能性があります。TSRフォールバックの決定は、TSR (TONA参照) ベンチマークの決定のみに依拠しています。 したがって、当該ベンチマークの設計は、幅広い市場環境において弾力性のあるものとなっています。ただし、異常な市場イベントによって、TONA OISの原市場における流動性が枯渇し、ベンチマークの決定に十分な投入データが利用できず、「No Fix」が公表される可能性があります。
DR 1(3)	ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマークの潜在的な制約、および関連する現実の市場または経済の測定が信頼性に欠ける状態になる可能性がある状況を定義するにあたり、少なくとも以下を記載しなければならない。 1. 管理者がメソドロジーに従ってベンチマークを決定するための十分な投入データが不足する状況の説明。 2. 該当する場合、ベンチマークの決定に使用されるメソドロジーの正確性および信頼性が確保できなくなる状況の説明 (例えば、管理者が原市場の流動性を不十分とみなす場合など)。	1. メソドロジーのウォーターフォールのレベル1およびレベル2には、レベル1またはレベル2をTSR (TONA参照) の決定に使用するために満たさなければならない基準が定められています。当該基準は、(上記のとおり)に必要最低限の投入データを定めています。どちらの基準も満たされない場合、TSR (TONA参照) とTSRフォールバックについて「No Fix」が公表されます。 2. TSR (TONA参照) とTSRフォールバックは、以下の条件が満たされる限り、信頼性の高いものとみなされます。 ・ JSCCが清算するTONA OISの市場に流動性がある。 ・ ソース(Tradeweb、TraditionおよびTP ICAP)からの投入データが当該TONA OISの流動性を代表している。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
	3. ユーザーおよび潜在的なユーザーが、現実の市場または経済の測定が信頼性に欠ける状態になる可能性がある状況を理解するために重要または有用であると管理者が合理的に考える、その他のあらゆる情報(例外的な市場イベントに該当する可能性がある要素の説明を含む)。	・ TSR(TONA参照)とTSRフォールバックが、それぞれ関連するテナーのTONA OISレートとフォールバック・レートにとって信頼性のあるリファレンス・レートであるためには、両方の条件が満たされる必要があります。

3. ベンチマーク・ステートメントのレビューと更新		
3.1 ベンチマーク・ステートメントのレビューと更新 DR 6	ステートメントに含まれる情報が正確性を失う場合、または十分に正確でなくなる場合は、常にベンチマーク・ステートメントを更新しなければならない。これには以下のケースにおける事象が含まれる。 1. ベンチマークのタイプが変更される場合。 2. ベンチマークの決定に使用されるメソドロジーに重要な変更がある場合、または、ベンチマーク・ステートメントがベンチマーク・ファミリー向けであり、ベンチマーク・ファミリー内のいずれかのベンチマークの決定に使用されるメソドロジーに重要な変更がある場合。	本ベンチマーク・ステートメントについては、ベンチマーク・ステートメントが正しく、十分に正確であることを確実にするために、定期的なレビュー(少なくとも2年に1回)を実施し、またFTSEによるメソドロジーの重要な変更がある場合は常にレビューを実施します。
4. 情報開示		

4.1 金利ベンチマークの開示 DR 1 (1)(d) DR 3	金利ベンチマークの具体的な開示要件。 ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、金利ベンチマークとして適格であるかどうかを記載しなければならない。これには、BMR第3編に列挙されている、ベンチマークが当該タイプとして適格であることを示す具体的な条項が含まれる。 ベンチマーク・ステートメントは、第1条に従って記載される情報に加え、金利ベンチマーク、または該当する場合は金利ベンチマークのファミリーについて、少なくとも以下の情報を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックには該当しません。
--	--	---------------------------------

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
	1. 規制(EU)2016/1011の付属書類 I に基づき金利ベンチマークに適用される追加的な規制制度について、ユーザーに警告するための参照情報。 2. 当該付属書類を遵守するために導入されている取り決めの説明。	
4.2 コモディティ・ベンチマークの開示 DR 1 (1)(d) DR 4	コモディティ・ベンチマークの具体的な開示要件。 ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、コモディティ・ベンチマークとして適格であるかどうかを記載しなければならない。これには、BMR 第3編に列挙されている、ベンチマークが当該タイプとして適格であることを示す具体的な条項が含まれる。 ベンチマーク・ステートメントは、第1条に従って記載される情報に加え、コモディティ・ベンチマーク、または該当する場合はコモディティ・ベンチマークのファミリーについて、少なくとも以下を行わなければならない。 1. 規制 (EU) 2016/1011 の第 II 編または付属書類 II の要件が、当該規制の第 19 条に定めるとおりに、ベンチマークまたはベンチマーク・ファミリーに適用されるかどうかを示す。 2. 当該規制の第 II 編、または該当する場合は付属書類 II が適用される理由の説明を記載する。 3. 主な用語の定義において、関連する原コモディティ現物を定める基準の簡潔な説明を記載する。 4. 該当する場合、当該規制の付属書類 II の第 7 項に基づき、管理者が公表を義務付けられている説明が公表されている場所を示す。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックには該当しません。
4.3 重大なベンチマークの開示 DR 1(1)(d) DR 5	重大なベンチマークの具体的な開示要件。 ベンチマーク・ステートメントは、ベンチマーク、またはベンチマーク・ファミリーにおけるベンチマークが、重大なベンチマークとして適格であるかどうかを記載しなければならない。これには、BMR 第3編に列挙されている、ベンチマークが当該タイプとして適格であることを示す具体的な条項が含まれる。 ベンチマーク・ステートメントは、第1条に従って記載される情報に加え、重大なベンチマーク、または該当する場合は一つ以上の重大なベンチマークを含むベンチマーク・ファミリーについて、少なくとも以下の情報を記載しなければならない。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックには該当しません。

参照	規制要件	FTSE International Limitedの対応
	1. 規制(EU)2016/1011に基づき重大なベンチマークに適用される改正後の規制制度について、ユーザーに警告するための参照情報。 2. ベンチマークの公表の延期またはベンチマークの再決定についてユーザーに通知する方法、および措置の(予想される)持続期間を示す記載。	
4.4 EU 気候移行ベンチマークとEUパリ協定整合ベンチマーク A19a A19b	EU気候移行ベンチマークとEUパリ協定整合ベンチマークの具体的な開示要件。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックには該当しません。
4.5 ESG要素の開示 A13 (1)(d) A27 (2a)	ESG要素の具体的な開示要件。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックは、ESG要素をインデックスの設計に組み入れておらず、ESG目標を追求していません。
4.6 炭素排出量の削減 A27 2(a)	パリ協定の目標との整合性の開示。	TSR(TONA参照)とTSRフォールバックは、気温シナリオを使用しておらず、炭素排出量削減目標との整合性はなく、パリ協定の目標を達成していません。

添付資料

サードパーティ免責事項

Bloomberg ISDAスプレッド調整は、TSRへの入力値として使用されます。BLOOMBERGはBloomberg Finance L.P.(「BFLP」)の商標およびサービスマークです。ISDAは国際スワップ・デリバティブ協会(「ISDA」)の商標およびサービスマークです。Bloomberg Index Services Limited(「BISL」、BFLPおよびそれらの関連会社と総称して「Bloomberg」)は、BISLとISDAの間の取決めにに基づき、「オールイン('all in')」Fallbackレートおよびそれらコンポーネント、調整済み「リスクフリー」リファレンス・レート、ならびにスプレッド調整で構成される「Fallback」データ(関連するまたは含まれるその他データもしくは情報と総称して「フォールバック・データ」)を管理、算出しています。BloombergまたはISDAのいずれも、フォールバック・データに関して、適時性、正確性、完全性、または特定の目的への適合性を保証するものではなく、フォールバック・データに関連して一切の責任を負わないものとします。上記を制限することなく、BloombergまたはISDAのいずれも、フォールバック・データが、標準的なISDA文書および関連プロトコル外で取引されたデリバティブを含む、デリバティブまたは非デリバティブ金融商品に適切かどうかについて一切の表明を行いません。市場参加者は、フォールバック・データの詳細を検討および分析し、そうした利用に適切かどうかを独自に判断してください。

詳細情報

詳細情報については、[東京スワップレートのウェブサイト](#)をご覧ください。ご質問やお問い合わせについては、管理者(index_queries@lseg.com)までご連絡ください。

本ベンチマーク・ステートメントは、以下のリンクからご覧いただける基本ルール、メソドロジー資料、およびポリシー資料と併せて読む必要があります。

基本ルール

[東京スワップレートおよびフォールバックのメソドロジー \(英語\)](#)

組織ポリシー

[ガバナンス・フレームワーク \(英語\)](#)

[インデックス・シリーズ廃止ステートメント \(英語\)](#)

[ベンチマーク運用ガバナンスおよび利益相反の管理](#)

[ベンチマーク・メソドロジーの変更に関するポリシー \(英語\)](#)

FTSE Russellのインデックスの詳細については、www.lseg.com/ja/ftse-russell/をご覧ください。

免責条項

© 2024 London Stock Exchange Group plcおよび関連グループ事業体(「LSEG」)。LSEGには、(1) FTSE International Limited (以下「FTSE」)、(2) Frank Russell Company (以下「Russell」)、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Global Debt Capital Markets Limited (以下、総称して「FTSE Canada」)、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited (以下「FTSE FI Europe」)、(5) FTSE Fixed Income LLC (以下「FTSE FI」)、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited (以下「WOFE」)、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited (以下「RBSL」)、(8) Refinitiv Limited (以下「RL」)、(9) Beyond Ratings S.A.S. (以下「BR」) が含まれます。All rights reserved

FTSE International Limitedは、ベンチマーク管理者として英国金融行動監視機構(FCA)から認可を受け、その規制下にあります。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limitedは、ベンチマーク管理者として英国金融行動監視機構(FCA)から認可を受け、その規制下にあります。

FTSE Russell®はFTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、およびBRの商標です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」ならびにその他の商標およびサービスマーク(登録されているか否かは問いません)はすべて、LSEGの該当メンバー会社もしくはそのそれぞれのライセンサーによって所有またはライセンスを供与されているか、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、もしくはBRによって所有、またはそのライセンスに基づいて使用されています。

全ての情報は情報提供のみを目的としたものです。本資料に記載されている全ての情報およびデータは、LSEGが正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的および機械的誤り、その他の要因の可能性があるため、当該情報およびデータについては、いかなる種類の保証も行われず、すべて「現状有姿のまま」提供されています。LSEGメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報またはLSEGの商品(インデックス、金利、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない)もしくはその使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。本情報の利用者は、本情報を利用すること、または利用を許可することに伴うリスクをすべて負うものとします。

LSEGメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、もしくはライセンサーは、(a)かかる情報もしくはデータの調達、収集、集計、解釈、分析、編集、転記、送信、伝達、または提供に伴う、あるいは本資料もしくは本資料に関連するリンクの使用に伴う(過失またはその他の)誤りなどの状況に起因または関連する全部もしくは一部の損失または損害、(b) LSEGメンバーがかかる損害の可能性を事前に知らされていたかどうかを問わず、かかる情報の利用もしくは利用不能に起因して発生する直接、間接、特別、派生的または偶発的な損害について、一切責任を負いません。

LSEGメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資助言は提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資上の助言とみなされるべきではありません。LSEGメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、資産への投資の是非、あるいは当該投資が投資家に法令またはコンプライアンス上のリスクをもたらす可能性の有無に関して、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよび金利に直接投資することはできません。インデックスまたは金利への資産組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスまたは金利を法に従って売買・保有することができると確約するものでもありません。本資料に掲載されている一般情報を使用する際は、必ず法律、税務、投資上の専門的な助言を得てください。

この情報のいかなる部分も、適切なLSEGメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、記録、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存(検索システムによる保存)、または送信することを禁じます。LSEGのデータの使用および配布には、LSEGおよび／またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

本書の内容は原文に基づいて翻訳されています。翻訳における誤解や誤りがあった場合には、原文が正確な内容として優先されます。



**FTSE
RUSSELL**
An LSEG Business